

意匠分類記号	意匠分類の名称
K2-35	釣用浮き

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K2-35	全	釣用浮き
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
釣用浮き	釣用電気浮き	浮き子
定義		
釣り糸の途中につけて浮かせ、針の深さを一定に保ったり、その動きで魚信を見たりするもの。		
登録 1159958 釣用浮き	登録 1132180 釣用浮き	登録 1087307 釣用浮き
		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
漁網用の浮きは→K2-191。		
過去に分類した物品の名称		